

措置入院者等退院後支援体制整備事業

国の動向

● 「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を発出(平成30年3月)

<趣旨>

- ・ 各自治体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な、自治体を中心とした退院後支援の具体的な手順を整理
- ・ 精神障害者が退院後などこの地域で生活することにも医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう、これを目的として実施（法第47条の相談支援業務の一環）



都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、ガイドラインを踏まえて退院後支援の取組を進めるよう求めている

都における検討状況

● 都版ガイドラインの作成に向け、東京都措置入院者等退院後支援ガイドライン検討会を設置（令和元年5月）

■ 委員：特別区・保健所設置市・都保健所、措置指定病院、都立病院、診療所、訪問看護ステーション、相談支援事業所、庁内関係部署等 16名

- 検討内容：都版ガイドラインの作成に関する検討
- ・ 支援対象者(計画作成対象者)
 - ・ 計画作成及び計画に基づく支援の流れ
 - ・ 法令等に基づく個人情報の取扱いを踏まえた情報提供の手順
 - ・ 措置権者である都（精神保健医療課）の役割等

※検討の過程で、ガイドライン素案につき本人及び家族へのヒアリングを実施

都版ガイドライン(案)の概要

I 東京都における退院後支援

- 都版ガイドライン作成の趣旨
国ガイドラインを踏まえつつ、都の特徴(措置入院件数の多さ、医療機関の地域的偏在、措置権者である都以外の保健所設置自治体の多さ等)に配慮し、都内自治体および関係機関が一体的に退院後支援に取り組むことができるようベースラインを示す

II 退院後支援に関する計画の作成

- 計画作成対象者
①措置入院者であり、②地域関係者がネットワークを組んで支援をすることが有効に機能すると考えられる者又は、措置入院時等の経緯から支援の必要性が高い者のうち、③計画作成の申込みがあった措置入院者への働きかけ
- 措置入院地(帰住先)保健所を経由しない通報等により措置入院となるケースが一定数あること等を考慮し、入院先病院の協力の下、本人への働きかけ等を行い、計画作成の申込みを受ける
- 通院先医療機関への照会
支援計画作成に当たり、入院前の通院先医療機関に必要な照会等を行う

III 計画に基づく退院後支援の実施

- 基本姿勢
当事者視点での支援
- クライシスプラン(病状悪化時の対処方針)
退院後必要な都度見直し、退院後支援終了後も活用できるものにするよう努める

IV ガイドラインの見直し等

- ガイドラインに基づく退院後支援の実施状況を把握・検証を行い、必要に応じて見直し

都版ガイドラインの試行運用(令和2年1~3月)

- 多摩地域の都保健所及び一部の措置指定病院で実施
- 運用に係る留意点等を整理し、必要な補足等を行う

都版ガイドライン専門研修(令和2年2月)

- 都版退院後支援ガイドラインについて
(計画作成の流れ、アセスメント等)
- 関連する法制度について 等